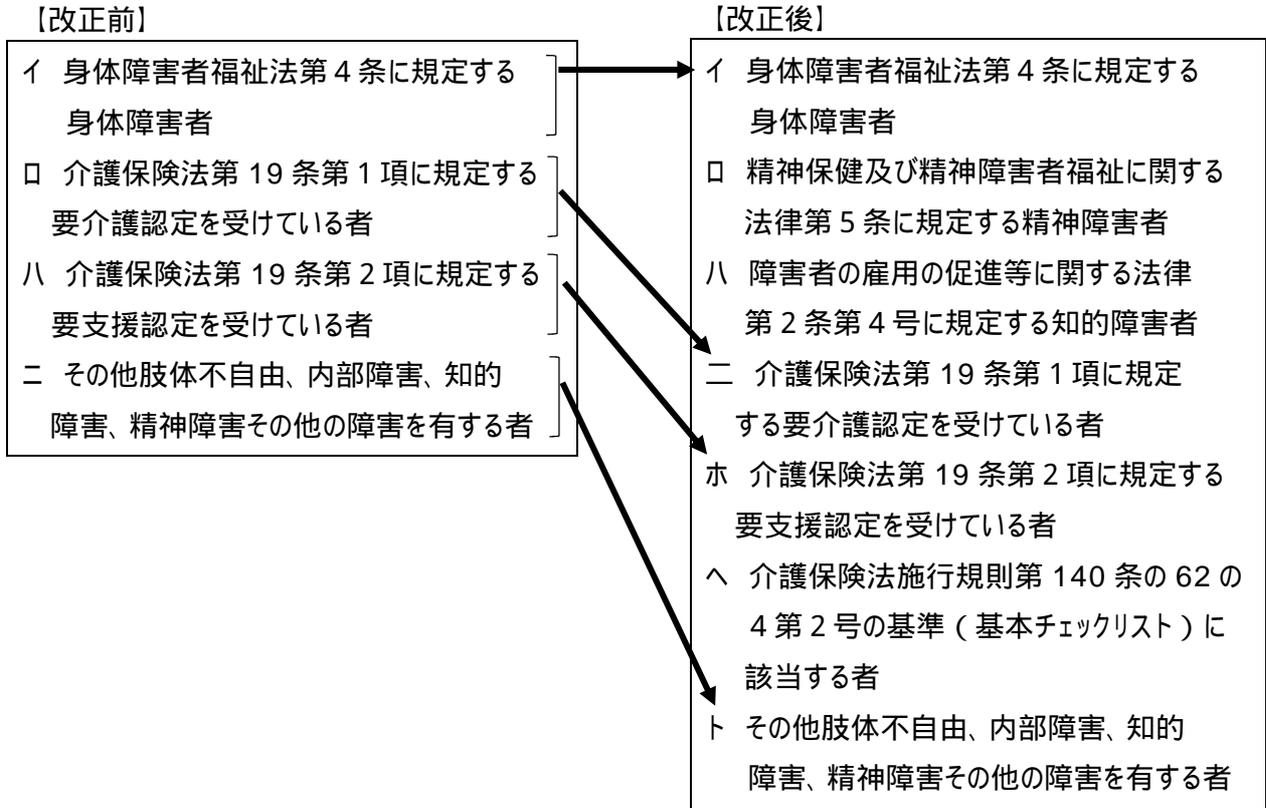


道路運送法改正（R2.11.27）に伴う福祉有償運送の変更点について

1 旅客の範囲における区分の変更について

これまで4つの区分に分かれていたが、7つへ細分化された。



2 事業者協力型 自家用有償旅客運送の新設

令和2年11月から運行管理や車両整備管理について、一般旅客自動車運送事業者（バス・タクシー事業者）が協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送制度」が創設された。

